

## ○一関工業高等専門学校修学支援推進室規則

### (設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、修学支援推進室（以下「推進室」という。）を置く。

### (目的)

第2条 推進室は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づき、心身に障害をもつ学生（それと同等と認められるものを含む）や発達に課題を有する学生などの教育及び学生生活の支援について審議し、支援が必要と認められる学生（以下、「要支援学生」という）の修学環境の改善と向上を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 要支援学生の支援のための基本的事項に関すること
- 二 要支援学生の教育支援及び自立に向けての支援に関すること
- 三 要支援学生の支援体制構築及び運用に関すること
- 四 要支援学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること
- 五 要支援学生の支援に必要な外部の関係者及び保護者との連携・協力に関すること
- 六 要支援学生の支援に必要な施設・設備について検討すること
- 七 教職員の要支援学生に対応する指導力の向上に関すること
- 八 障害及び障害支援についての啓発活動に関すること
- 九 その他、要支援学生の支援に関し必要と認められること

### (組織)

第4条 推進室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 保健管理センター長
- 五 副保健管理センター長

### (室長)

第5条 推進室に室長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 室長は、推進室を総括するとともに、会議を招集しその議長となる。
- 3 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員が、その職務を代理する。

### (室員以外の者の出席)

第6条 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(修学支援チームの設置、解散)

第7条 室長は、要支援学生ごとに修学支援チームを設置する。

- 2 保健管理センター長は、各修学支援チームを統括する。
- 3 室長は、修学支援チームを統括する保健管理センター長からの報告に基づき、その任を終えたと判断された時点でその修学支援チームを解散する。

(修学支援チームの組織)

第8条 修学支援チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 保健管理センター長
- 二 副保健管理センター長
- 三 要支援学生の学級担任又は所属コース長
- 四 (1) 要支援学生が本科1年生の場合は、総合科学領域長  
(2) 要支援学生が本科2～5年生の場合は、要支援学生の所属する系長  
(3) 要支援学生が専攻科生の場合は、専攻科長
- 五 看護師
- 六 その他、保健管理センター長が必要と認めた者

(修学支援チームの業務)

第9条 修学支援チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 要支援学生の障害の状態を把握し、具体的支援計画を立案し実行すること
- 二 保護者との連携・協力体制を構築すること
- 三 学級内での理解の増進を図り学習環境を整えるための支援を行うこと
- 四 必要な場合には学習支援を行うこと
- 五 必要な場合には自立に向けての支援を行うこと
- 六 その他要支援学生の支援に関すること

(支援記録の作成)

第10条 継続的な支援を図るため、修学支援チームは支援記録簿(別紙様式)を作成し、学生課は支援記録簿を管理する。

(情報共有の範囲)

第11条 室員及び修学支援チーム構成員は、業務で知り得た学生の情報を、推進室が業務遂行上必要とする関係者以外に漏らさないこと。

(事務)

第12条 推進室に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この規則第8条の規定にかかわらず、一関工業高等専門学校学則附則（平成29年4月1日施行）第2項に規定する学科の在籍者が在学するまでの間、「要支援学生の所属する系長」を「要支援学生の所属する学科長」に読み替える。

#### 附 則（令和3年12月2日規則第12号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則第8条の規定にかかわらず、一関工業高等専門学校学則附則（令和3年9月27日施行）第4項に規定する専攻の在学者が在学するまでの間、「所属コース長」をそれぞれ「専攻長・副専攻長」に読み替える。